

尼崎市教育委員会 1月定例会 会議録

1 開会及び閉会の日時

平成27年1月26日 午後1時00分～午後2時45分(第1部)

午後4時00分～午後5時40分(第2部)

2 出席委員及び欠席委員

| | |
|----------|------|
| 出席委員 委員長 | 濱田英世 |
| 職務代行者 | 磯田雅司 |
| 委員 | 岡本元興 |
| 委員 | 仲島正教 |
| 教育長 | 徳田耕造 |

3 出席した事務局職員

| | |
|---------------|------|
| 教育次長 | 中川一 |
| 管理部長 | 富永謙一 |
| 学校計画担当部長 | 舟本康弘 |
| 施設担当部長 | 下村芳範 |
| 学校教育部長 | 西川嘉彦 |
| 社会教育部長 | 吉田淳史 |
| 企画管理課長 | 牧直宏 |
| 学校計画担当課長 | 西野俊哉 |
| 幼稚園教育振興担当課長 | 中道直生 |
| 職員課長 | 井上潤一 |
| 施設課長 | 山口泰範 |
| 学校耐震化担当課長 | 森省二 |
| 学校耐震化担当設備課長 | 掘隆茂 |
| 学務課長 | 高木健司 |
| 学校教育課長 | 長田光司 |
| 高校教育担当課長 | 門積直樹 |
| 生徒指導・特別支援担当課長 | 平家祐孝 |
| 学校保健課長 | 森山太嗣 |

| | |
|------------|-------|
| 教育総合センター所長 | 佐藤喜代子 |
| 社会教育課長 | 安福真理子 |
| 歴博・文化財担当課長 | 益田日吉 |
| スポーツ振興課長 | 竹原努 |
| 中央図書館長 | 川島茂 |
| 中央公民館長 | 松田陽子 |

日程第1 会議録の承認

- (1) 議案第1号 平成26年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
- (2) 議案第2号 平成27年度尼崎市一般会計教育関係予算について
- (3) 議案第3号 平成27年度尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費教育関係予算について
- (4) 議案第4号 尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について
- (5) 議案第5号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- (6) 議案第6号 尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- (7) 議案第7号 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例及び尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
- (8) 議案第8号 尼崎市教育委員会教育長の職務に専念する義務の免除に関する条例について
- (9) 議案第9号 尼崎市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例について
- (10) 議案第10号 尼崎市立学校教科用図書選定協議会条例の一部を改正する条例について
- (11) 議案第11号 尼崎市教育振興基金条例の制定について
- (12) 議案第12号 丹波少年自然の家事務組合理約の一部変更に関する意見について
- (13) 議案第13号 尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- (14) 議案第14号 旧尼崎市立梅香小学校敷地に建設する施設の建築工事に関する協定について

日程第3 協議・報告事項

- (1) 尼崎市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の報告について
- (2) 尼崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例についての一部を改正する条例の報告について
- (3) 平成27年度学校教育に関する重点取組について

日程第4 教育長の報告と委員協議

閉 会

午後1時00分、委員長は開会を宣した。

委員長 日程第2の「議事」について、「議案第1号から第3号 平成26年度補正予算及び、平成27年度予算について、第4号から第11号 条例の改正及び制定について」、日程第3の「協議・報告事項」について、「尼崎市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の報告について」、「尼崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例についての一部を改正する条例の報告について」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から第11号」及び、日程第3 協議・報告事項「尼崎市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の報告について」及び、「尼崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例についての一部を改正する条例の報告について」は、公開しないことと決しました。

なお、公開しないことと決しました案件については、日程の都合上、今から協議することとし、公開する案件については、通常定例会の際に協

議することとします。

委員長 それでは、これより日程に入ります。ここからは非公開といたしますで、傍聴の方はご退席願います。

(傍 聴 者 退 席)

~~~~~以下 議事の大意は非公開とする~~~~~

委員長        続いて、議事を進めるべきではありますが、時間等の都合上、一旦閉会いたします。

(一旦閉会后、再開)

委員長        それでは、教育委員会を再開いたします。本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりですが、本日は協議案件が多かったため、時間の都合上、公開しない案件については、時間を繰り上げて協議いたしました。ご了承ください。

                  それでは、日程第1の「会議録の承認」について、報告を求めます。企画管理課長。

企画管理課長    12月定例会会議録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしくお願いいたします。

委員長        報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

                  質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。12月定例会会議録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

委員            異議なし。

委員長        異議なしと認めます。よって会議録は、報告のとおり承認することいたします。

委員長        続いて、日程第1「議事」の「議案第12号 丹波少年自然の家事務組合規約の一部変更に関する意見について」を議題とします。企画管理課長。

企画管理課長 (提案理由説明)

委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

委員 一部事務組合である、丹波少年自然の家事務組合にも教育委員会があるのか。

企画管理課長 一部事務組合である丹波少年自然の家事務組合は特別地方公共団体であり、議会や教育委員会等がある。

丹波少年自然の家事務組合の管理者、副管理者、議長、そして教育委員は9市1町の中から充て職とされている。

委員 充て職ということは9市1町で毎年順番に回ってくるのか。

企画管理課長 慣例的に、例えば議長であれば尼崎市議会議長が発足当時からつとめており、副管理者は西宮市長が充てられている。

委員 尼崎市は、何校が自然学校として丹波少年自然の家を利用しているのか。

企画管理課長 平成26年度は10校、来年度は13校が利用予定である。尼崎市は独自に美方高原自然の家を持っているので、学校の事情にあわせてそちらも利用している。

委員長 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。議案第12号を、原案のとおり可決することに異議ございませんか

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決いたしました。

委員長 続いて、「議案第14号 旧尼崎市立梅香小学校敷地に建設する施設の建築工事に関する協定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。職員課長。

職員課長 (提案理由説明)

委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

委員 日程をもう一度教えてほしい。

職員課長 旧北難波小学校の改築工事を進めており、平成27年度末に完了予定としている。現在は、旧梅香小学校の跡地に難波の梅小学校が開校している

が、旧北難波小学校の工事が完了した後はそちらに移動することになる。移動した後、旧梅香小学校跡地は平成30年度中の整備を目指し、複合施設の建設に移る。

教育次長 難波の梅小学校の新校舎の工事完了が平成27年度末から、平成28年度の夏休みまでを目標としてきたが、現在の工期が平成28年3月25日までなので、工事日程はかなり厳しい。子どもたちの引越し時期はそういったこともあるので、学校とよく相談して決定したい。

委員 梅香小学校跡地の工事は約3年を見ておけばいいのか。

施設担当部長 平成27年度中に設計が終われば、工期は2ヵ年を予定している。複合施設には中央公民館を入れた複合施設を検討しているが、その工事を教育委員会で行うための協定が今回報告させてもらったものである。工事は一本化したほうがスムーズだと判断した。

委員長 他に質疑はございませんか。

質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。議案第14号を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決いたしました。

委員長 次に、日程第3「協議・報告事項」の「平成27年度学校教育に関する重点取組について」の報告を求めます。学校教育課長。

学校教育課長 (報告内容説明)

委員長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

委員 心の教育のところでは自尊感情という表現がなくなったようだが、いじめ問題は深く関係してくるのではないかと考えている。自尊感情や自己肯定感という意味の文言は抜くべきではないのではないかと子どもたちにとっては自尊感情、自己肯定があってこそいじめがなくなるのだと思う。

もう一点、表現の部分だが、「一人一人」から「一人ひとり」に文言が変わっている部分があるが、これはなぜか。

学校教育課長 「一人ひとり」については、「一人一人」は文科省で使用されていると思

うが、尼崎市では関連部分の文言から判断して、「一人ひとり」の表記へと変更した。

自尊感情については、表題にある「道徳感情を育成する」という文言に内容が含まれているのではないかと考えたためである。「自尊感情」が大事ではないと言う意味ではなく、「道徳感情を育成する」という文言にそれも含まれていると判断したためである。

委員 説明する意味は分るが、自尊感情というものを単純に捉えてはいけな  
いと思う。ある県の教員と話していた時に、「私の学校は自尊感情が高いがい  
じめがあった」と言っていて驚いたことがあった。それは違うと思う。教  
員はアンケート等から判断しての発言だと思うが、アンケートで自分が好  
きかどうか聴いて、自尊感情があると単純に判断してはいけない。

学校教育課長 削除した理由は内容が重複するということと、文章を少しでも読みやす  
いようにと短くしたからであるが、大切である事は理解しているつもりな  
ので、文言修正したいと思う。

委員 道徳性にはもちろん意味として自尊感情は含まれるのは分るが、もっと  
はっきりと表現すべきだ。キャリア教育にも関係してくる重要なことだと思  
う。

確かに文章はコンパクトに限るが、道徳時間を要として、生命尊重や規  
範意識に繋がっていく。しかし、自尊感情は道徳の時間だけでは学べない。  
道徳を勉強するだけでいじめがなくなるならもっと前になくなっているは  
ずだ。道徳以外の時間にも学ばなくてはならない。

学校教育課長 関連項目の中に自尊感情を記載させてもらう。

委員 学校評議員制度の文言も削除されているが、何か理由があるのか。

学校教育課長 制度としてある程度の理解は得ていると考えたためである。

委員 教職員の資質向上に重きをおいたため今年度はこうなると、そういう  
ことだと思うが。

委員 学校評価という文言も削除したのか。

学校教育課長 学校評価についてもある程度の理解、浸透はしてきたと判断した。決し  
て文言がないからいいという訳ではない。

委員 充分理解はできるが、文言であるのとないのとでは意識に違いが出てし

まうので、せめて関連項目には入れていただきたい。

学校教育課長 関連項目に足してということになってしまいが記載する。

委 員 員 大変だとは思いますが、校長は変更点にマーカーを塗ったりしてチェックしているので引き続き取組んでほしい。

委 員 長 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、本件についての報告は終わります

委 員 長 次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。企画管理課長。  
企画管理課長 (報告内容説明)

委 員 長 報告内容に質疑はありませんか。  
質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。

委 員 長 続いて、日程第2「議事」に戻り、「議案第9号 尼崎市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例について」を議題とします。ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

(傍 聴 者 退 席)

~~~~~以下 議事の大意は非公開とする~~~~~

委 員 長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。
これをもちまして、尼崎市教育委員会1月定例会を閉会いたします。

(閉会 午後5時40分)

尼崎市教育委員会1月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。